

平成 27 年 7 月 31 日
水管理・国土保全局

平成 26 年の水害被害額の暫定値(全国・都道府県別)について

平成 26 年の水害被害額の暫定値について公表※¹します。

◆水害被害額は、全国で約 2,900 億円（過去 10 年間で 7 番目）

◆都道府県別の水害被害額上位 3 県は、以下のとおり。

1 位：広島県（水害被害額：約 446 億円）

広島市で発生した土砂災害により甚大な被害が発生。

2 位：高知県（水害被害額：約 272 億円）

台風 12 号・11 号に伴う立て続けの豪雨により浸水被害が発生。

3 位：京都府（水害被害額：約 229 億円）

平成 25 年に引き続き、福知山市街地で多数の浸水被害が発生。

◆主要な水害による水害被害額及び概要

○台風 12 号・11 号（7 月 29 日～8 月 12 日）（水害被害額：約 900 億円）

・高知県では、台風 12 号・11 号に伴う立て続けの豪雨により、仁淀川水系日下川、宇治川等が氾濫し、いの町で 292 棟、日高村で 310 棟の浸水被害が発生した。

・徳島県では、台風 11 号に伴う豪雨により、那賀川水系那賀川が氾濫し、阿南市で 342 棟、那賀町で 372 棟の浸水被害が発生。阿南市では、市内の加茂谷中学校の校舎 2 階まで浸水する被害となった。



那賀川水系那賀川の氾濫で
中学校が浸水（徳島県阿南市）

○豪雨（8 月 13 日～26 日）（水害被害額：約 900 億円）

・猛烈な雨を観測した広島県では、8 月 20 日未明、広島市において、土砂災害等が多発し、死者 75 名、負傷者 68 名、全壊 175 棟、半壊 150 棟にのぼるなど甚大な被害となった※²。

・京都府では、平成 25 年に引き続き、由良川水系弘法川等が氾濫し、福知山市街地で 1,539 棟の浸水被害が発生した。



土砂災害による甚大な被害
（広島県広島市）

※¹ 水害被害額の算出に当たって使用する係数（都道府県別家屋 1 m²あたり評価額等）の平成 26 年単価の設定や都道府県からの報告内容の更なる精査等を行い、最終的な取りまとめ結果の公表は、平成 27 年度末頃になる予定。

※² 死傷者数は、「8 月 19 日からの大雨等による広島県における被害状況及び消防の活動等について」（消防庁作成）の数値を使用。

【 問い合わせ先 】

水管理・国土保全局 河川計画課 河川経済調査官 池田（内線：35312）
経済係長 堀（内線：35325）
電 話 03-5253-8111 / 直 通 03-5253-8445 / F A X 03-5253-1602

1. 水害被害額（暫定値）

約 2,900 億円

〔内 訳〕	
・一般資産等被害額	約 1,208 億円（構成比 42.4 %）
・公共土木施設被害額	約 1,542 億円（構成比 54.1 %）
・公益事業等被害額	約 100 億円（構成比 3.5 %）
計	約 2,850 億円

注）被害額には、人的損失、交通機関のストップなどによる波及被害、被災した企業の部品・製品供給機能、本社機能等が損なわれることによる他地域の企業への影響等に係るものは含まれていない。

2. 水害被害の概要（暫定値）

（1）被災建物棟数 **約 28,000 棟**

〔内訳〕	○全壊・流失	262 棟	○半壊	669 棟
	○床上浸水	7,772 棟	○床下浸水	19,503 棟
			計	28,206 棟
※うち地下部分が浸水した建物棟数は 255 棟				

（2）浸水区域面積 **約 12,000 ha**

〔内訳〕	○宅地・その他	3,235 ha	○農地	8,811 ha
			計	12,046 ha
※うち地下の浸水区域面積は 2 ha				

国土交通省では、水害（洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等）による被害額（建物被害額等の直接的な物的被害額等）等を暦年単位で「水害統計」として取りまとめています。

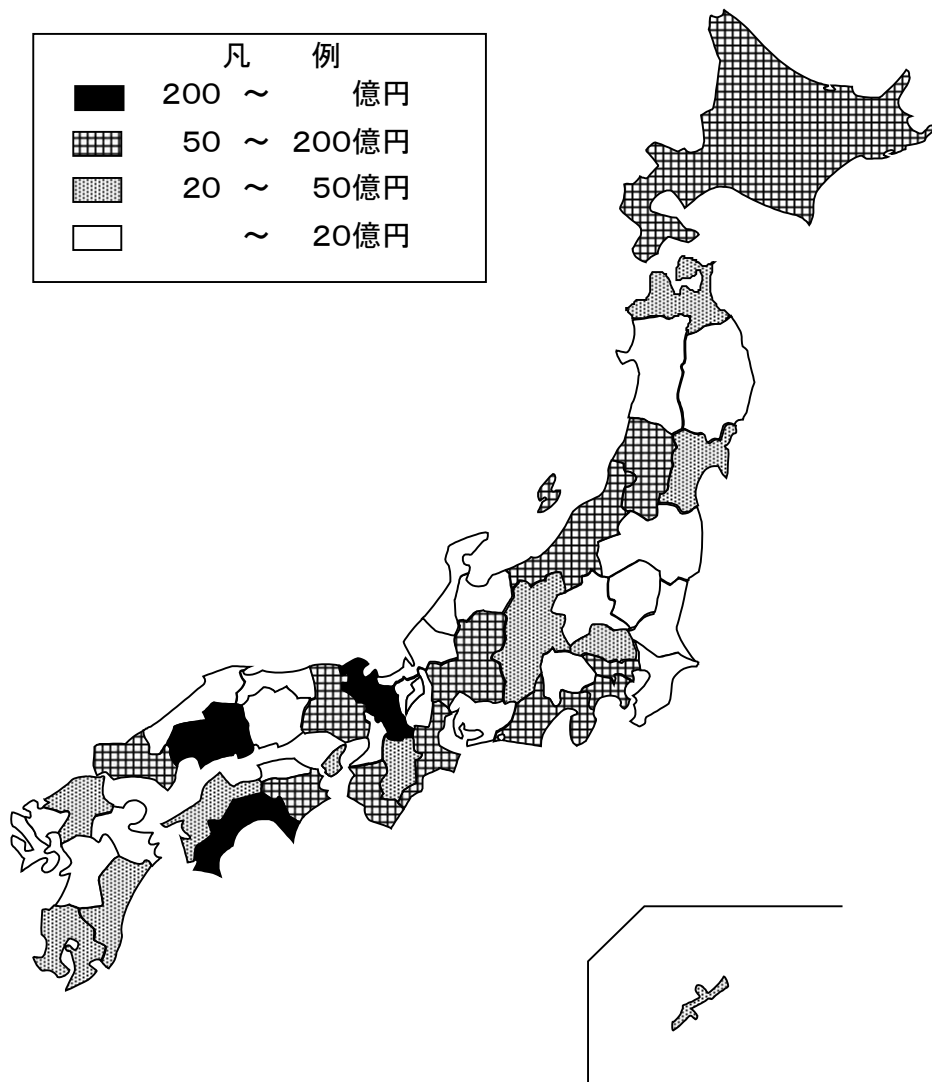
3. 都道府県別水害被害額（暫定値）

（単位：百万円）

	都道府県名	水害被害額		都道府県名	水害被害額
1	北海道	10,726	25	滋賀県	1,304
2	青森県	2,687	26	京都府	22,947
3	岩手県	566	27	大阪府	1,821
4	宮城県	3,571	28	兵庫県	19,606
5	秋田県	1,291	29	奈良県	2,700
6	山形県	14,813	30	和歌山県	9,155
7	福島県	1,557	31	鳥取県	353
8	茨城県	875	32	島根県	733
9	栃木県	729	33	岡山県	609
10	群馬県	490	34	広島県	44,611
11	埼玉県	2,370	35	山口県	6,891
12	千葉県	1,013	36	徳島県	15,792
13	東京都	8,642	37	香川県	860
14	神奈川県	5,291	38	愛媛県	2,107
15	新潟県	5,528	39	高知県	27,202
16	富山県	1,727	40	福岡県	3,076
17	石川県	1,351	41	佐賀県	454
18	福井県	1,659	42	長崎県	1,677
19	山梨県	532	43	熊本県	1,441
20	長野県	4,875	44	大分県	570
21	岐阜県	14,785	45	宮崎県	3,859
22	静岡県	15,970	46	鹿児島県	3,201
23	愛知県	448	47	沖縄県	2,568
24	三重県	9,967		合 計	285,003

注）四捨五入の関係で、内訳の合計と水害被害額が一致しない場合がある。

(参考)都道府県別水害被害額(暫定値)図



4. 台風12号・11号による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p>約902億円</p> <p>※7月29日～8月12日に生じた台風12号・11号による被害額。</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約266億円</p> <p>公共土木施設被害額 約620億円</p> <p>公益事業等被害額 約16億円</p>	<p>○死傷者数 98名（死者6名 行方不明者0名 負傷者92名）</p> <p>○被災建物棟数 7,450棟 ○浸水面積 3,232ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <p>（台風12号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月30日頃から、北日本や西日本で雨の日が多くなり、特に四国地方では、降り始めからの雨量が1,000ミリを超える等、8月の月降水量（平年値）の2～4倍となった。また、前線や南からの暖かく湿った空気の影響で、5日夜から中国地方や東北地方で大雨となり、特に山口県では、局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨の降ったところがあった。 <p>（台風11号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西日本から北日本の広い範囲で大雨となり、特に、高知県では7日から11日までの総雨量が多いところで1,000ミリを超えるなど、四国地方から東海地方にかけて総雨量が600ミリを超える大雨となった。記録的な大雨となった三重県では、大雨特別警報が発表された。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風12号・11号による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <p>1位：高知県（約241億円）</p> <p>2位：徳島県（約154億円）</p> <p>3位：三重県（約89億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知県では、台風12号・11号に伴う立て続けの豪雨により、仁淀川水系日下川、宇治川等が氾濫し、いの町で292棟、日高村で310棟の浸水被害が発生した。 ・また、高知県では、土砂崩れに伴いJR土讃線が1週間以上にわたり運休となった他、四万十町では河川氾濫により浄水場が浸水し、約2,500世帯が1週間以上にわたり断水するなど、ライフラインへの被害も発生した。 ・徳島県では、台風11号に伴う豪雨により、那賀川水系那賀川が氾濫し、阿南市で342棟、那賀町で372棟の浸水被害が発生。阿南市では、市内の加茂谷中学校の校舎2階まで浸水する被害となった。 ・四国各地では、台風12号・11号に伴う豪雨により、高速道路や国道で長時間にわたり通行止めが発生した他、路面冠水や土砂災害により、一部では生活道路が寸断される等、周辺住民に多大な影響を及ぼした。 	 <p>仁淀川水系宇治川の氾濫（高知県いの町）</p>  <p>那賀川水系那賀川の氾濫（徳島県阿南市）</p>

注) 1. 死傷者数は、「台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等による被害状況等について」（消防庁作成）の数値を使用。
 2. 死傷者数は、風害等によるものを含む数値である。

5. 豪雨（8月13日～26日）による水害被害額等（暫定値）

水害被害額	被害の概要
<p>約 886 億円</p> <p>※8月13日～26日に生じた豪雨による被害額。</p> <p>〔内訳〕</p> <p>一般資産等被害額 約 507 億円</p> <p>公共土木施設被害額 約 318 億円</p> <p>公益事業等被害額 約 61 億円</p>	<p>○死傷者数 158 名（死者 83 名 行方不明者 0 名 負傷者 75 名）</p> <p>○被災建物棟数 8,660 棟 ○浸水面積 3,426 ha</p> <p>【 気象概況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月15日から17日にかけて、本州付近に前線が停滞し、前線に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、東日本と西日本では広い範囲で大気の状態が非常に不安定となった。 ・局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。 ・その後も、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。20日3時30分には、広島県で1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測した。また、22日4時30分には、福岡県で1時間に約110ミリの猛烈な雨を観測した。
<p>【 被害状況 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨（8月13日～26日）による都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおり。 <p>1位：広島県（約417億円）</p> <p>2位：京都府（約191億円）</p> <p>3位：岐阜県（約134億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猛烈な雨を観測した広島県では、8月20日未明、広島市において、土砂災害等が多発し、死者75名、負傷者68名、全壊175棟、半壊150棟にのぼるなど甚大な被害となった。 ・また、この土砂災害等により、JR可部線が線路などの設備に被害を受け、1週間以上にわたり運休するなど、ライフラインにも被害が発生した。 ・この災害を契機として、土砂災害の危険性のある区域の明示や円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供、避難体制の充実・強化、国による支援等を盛り込んだ「土砂災害防止法」の改正案が成立、平成27年1月に施行された。 ・京都府では、平成25年に引き続き、由良川水系弘法川等が氾濫し、福知山市街地で多数の浸水被害が発生した。（平成16年、25年、26年と近10年で3回の浸水被害）。 	



広島市安佐南区上空からの被災状況



由良川水系弘法川の氾濫（京都府福知山市）

注) 1. 死傷者数は、「8月15日からの大雨等による被害状況等について」（消防庁作成）及び「8月19日からの大雨等による広島県における被害状況及び消防の活動等について」（消防庁作成）の数値を使用。

2. 死傷者数は、風害等によるものを含む数値である。

【 参考：水害統計調査の概要 】

1 調査対象水害

調査対象としている水害は次の事象であり、その規模の大小を問わない。

- ① 河川に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 降雨に起因する土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

2 水害統計調査の概要

水害統計調査は、都道府県を通じて実施する次の3つの調査により構成している。

(1) 一般資産水害統計調査

水害によって生じた一般資産の被害額等を把握するため、浸水深別被害建物棟数、被災世帯数等を調査する。なお、一般資産とは、以下の資産を指す。

- ① 建物 ② 家庭用品 ③ 事業所資産 ④ 農作物 等

(2) 公共土木施設水害統計調査

水害によって生じた公共土木施設の被害額等を把握するため、被災施設、災害復旧事業費等を調査する。なお、公共土木施設とは、国土交通省所管の以下の施設を指す。

- ① 河川 ② 海岸 ③ 砂防設備 ④ 道路 ⑤ 港湾 ⑥ 下水道 ⑦ 公園 等

(3) 公益事業等水害統計調査

水害によって生じた公益事業等の被害額等を把握するため、物的被害額、営業停止損失額等を調査する。なお、公益事業等とは、以下の事業等を指す。

- ① 鉄道事業 ② 水道事業 ③ 電力会社 ④ 電気通信事業者 等

3 被害額の算出方法

都道府県、市区町村等において調査し、国土交通省水管理・国土保全局に報告された一般資産水害統計調査等の数値を基に、次の方法により、被害額を算出している。

(1) 一般資産被害額

一般資産水害統計調査の調査結果である浸水深別被害建物棟数等の数値を基に、被害率等の係数を用いて、次のような計算式により「建物被害額」、「家庭用品被害額」、「事業所資産被害額」等に分けて算出している。なお、農作物の被害額は、都道府県からの報告額を合計し、算出している。

《 被害額の計算式：例 》

- ・ 建物被害額＝浸水深別・勾配別被災建物延床面積×都道府県別家屋1㎡当たり評価額
×浸水深別・勾配別被害率
- ・ 家庭用品被害額＝浸水深別被災世帯数×1世帯当たり家庭用品所有額×浸水深別被害率
- ・ 事業所資産被害額＝浸水深別・産業分類別被災事業所従業者数×（産業分類別事業所従業者1人当たり償却資産評価額×浸水深別償却資産被害率＋産業分類別事業所従業者1人当たり在庫資産評価額×浸水深別在庫資産被害率）

(2) 公共土木施設被害額

公共土木施設水害統計調査の報告額（補助事業及び地方単独事業の災害復旧事業費）の合計に、直轄事業の災害復旧事業費を加算し、算出している。

(3) 公益事業等被害額

公益事業等水害統計調査の報告額（物的被害額及び営業停止損失額）を合計し、算出している。営業停止損失額は、営業停止によって生じた売上減少額（水害が発生しなかったとした場合に通常期待される売上額を基準として算定）を計上しているが、公益事業等によっては、貨幣換算化が困難であること等の理由により、公益事業等被害額に計上されていない場合がある。